

第二十二回 宗教法学会

『宗教法人法の成立とGHQ』

阿部 美哉
(愛知学院大学)

本日は、宗教法人法の成立とGHQといった話題で話をさせていただく機会を与えていただきまして、ありがとうございます。私は、宗教学をやっておりますが、法律にはまったく疎いものでございます。したがって宗教法人法について法律の専門の先生方にお話し申し上げますことはまことに恥ずかしいのですが、宗教法人法成立の歴史的、文化的背景というようなことを、話させていただきます。

一 二つの背景

宗教法人法ができましたその背景には、まったく異なる二つの流れがあったのだと思います。第一は、文部省の怨念みたいなものでありまして、もうひとつは、GHQの意図ないし改革意欲であります。そして、両者の間に起きてくる文化摩擦というようなことがあります。このようなことを構造的に考えますと、宗教法人法というものが内包している多様な要素が意味をもって浮かび上がるのではないだろうかと思えます。いろいろな問題が含まれており、発生しておりますが、もろもろの矛盾は、このような構造を前提にしてみますとかなりわかってくるので

はないかという感じがするのです。

まず、文部省の怨念が宗教法人法成立の根底にあるのではないかということについて申し上げます。宗教法人法の土台になっておりますのは、昭和十五年の宗教団体法ですけれども、民法ができてから、宗教法人法ができるまで四十年もの間に、何度も宗教法制定のころみがなされながら、どうしても宗教法を制定できなかったというたいへん長い前史があるのです。ご承知のとおり、明治三十一年に民法が施行されまして、その第三十四条で社団、財団の法人設立が規定されておりますが、民法施行法の第二十八条で、当分の間は、神社、寺院、仏堂、祠字などにはこれを適用しないと定められておりました。そして、これらの法的地位を定める法律を制定するために、翌明治三十二年に宗教法案が出されたのです。ところが、この法律の制定に仏教界が強く反対いたしました。反対の理由はいくつかあったようでありますが、第一は「キリスト教と我々を同列に扱うとは何事か」というクレームであったようであります。それから、もう一つは、仏教の宗派を公のものと位置づけていない、いわば公法人としての地位を与えていないことに対する不満であったようです。「神道の神社は公のもの、いわゆる營造物法人なし公法人としての位置づけをするのに、仏教は差別され、公法人としての地位を認められないということだけはけしからん」という不満がもう一つの重要な反対理由だったようであります。そういうことがありまして、とうとう明治三十二年の宗教法案は帝国議会を通りませんでした。第一回の宗教法制定の試みは、仏教界の反対によって失敗に終わったのです。引き続き、宗教法を制定しようという試みは、何回も出てまいります。昭和二年にも、宗教法案が提出されましたが、これも失敗に終わりました。さらに、昭和四年には、宗教団体法案が起草されましたが、これは議会に提出される前に挫折してしまいました。そして昭和十年にふたたび宗教団体法案の諮問がございまして、ようやく昭和十四年に宗教団体法案が帝国議会に上程され、制定されるにいたったのです。宗教団体法は、極め付

きの難航を経て制定されたものでありまして、その間には宗教界からのいろいろな圧力があり、あるときには「ぜひ法律を作ってくれ」、あるときには「それは反対だ」というような勢力関係の駆け引きがありました。宗教法人法の制定の背景を考えるとときには、その前の宗教団体法の成立にいたるまでの当局の苦勞が、いわば一種の怨念となつて、きわめて強い印象を残していたと思われるのであります。

さて、やっと宗教団体法ができましたのですが、間もなく、第二次世界大戦の非常事態となり、戦争は敗戦に終わつて、わが国は連合軍、実体はアメリカ軍の占領下におかれます。ここで、第二の要素でありますGHQの宗教政策は、どういうもので、どういう意図で、どのように遂行されたのかを振り返つて検討する必要があると思つてです。宗教政策にかかわるGHQのもつとも重要な政策命令は、ふたつであつたように思います。第一は、昭和二十年の十月四日の『人権指令』であります。それから第二は、昭和二十年十二月十五日の『神道指令』であります。この十月四日の人権指令で治安維持法などが廃止を命じられたのですが、同じくこの指令によりまして宗教団体法も廃止を命じられました。人権指令によりまして、治安維持法とか国家警察法などは、ただちに廃止されました。宗教団体法もまた廃止されたのですが、そのままにしておくことが起こるといふことで、この法律にかんしましては、その内容の一部が勅令のかたちで部分的に残されたのであります。

人権指令によりまして宗教団体法がなくなりまして、宗教団体の法人としての地位がなくなることになる。宗教団体法による法人は、仏教の五十三派と十萬に近い寺院、教派神道の十三派とその教会ならびに新旧キリスト教団とその教会があつたのであります。文部当局は、これらの宗教団体は、宗教団体法が廃止になると、解散して精算手続きを取らなければならないことになり、それではとても社会の安定を保つことはできない、と主張しました。そういう主張をもつて、文部当局は、宗教団体の、あるいは宗教法人の保全のための善後策としての緊急措置を許

されたいということと占領軍当局と交渉を重ねたのであります。

第二の神道指令の影響は、さらに甚大でありました。それは、きびしく政教分離を命じ、国家神道の廃絶を要求するものでありますから、戦前においては、国の营造物法人として観念されていた神社の地位の存続ができません。神道指令は、神社の取扱いにかんして、まったく新しい措置を要求する効果をもったのです。

二 文化 摩 擦

この問題に対するGHQと文部当局のアプローチは、基本的な考え方のところで大きく違っておりませんでした。GHQは、政府が宗教を統制している状況は排除されるべきものと考え、政府当局には信頼をおかないという態度でありました。GHQは、宗教団体は自主的に活動すべきであり、宗教団体の意向こそ尊重すべきものであり、宗教団体が社会的存在の基盤を政府に頼っているべきではないと考えていました。そこでまず日本の宗教の置かれた環境を理解しようとして、宗教団体の代表者にどのようにして欲しいかを聴くというアプローチを取ろうとしました。占領の始まった年の秋には、仏教、キリスト教、神道の関係者、プロテスタントの牧師やカトリックの神父、浅草寺の住職、浄土宗の方や神道修成派の方などを呼んで、意見聴取をしたのです。

宗教団体の社会的基盤は、GHQの側からみますと、宗教団体の法のような特殊な宗教法制や宗教行政のもとに置くのは政府の介入を許しやういので、民法の運用によって、その地位を確保すべきだと考えられたようです。しかし、文部省の方では、宗教についての法制上の特殊な取扱いには必要不可欠だという立場でありまして、宗教界にたいして、そのように教唆しておりました。これを受けまして、宗教界の人々は、GHQの意

見聴取にたいしては、異口同音に宗教団体の法制上の特別の取扱いを求めたといわれています。宗教団体の特殊なあり方は、とうてい民法の法人にして運営できるようなものではないという主張をしたのです。文部当局としては、宗教界の声を梃子にして、宗教団体法の代替案を作って提示しましたが、GHQの受け入れるところとはなりません。結局、宗教団体法の中から政府による宗教統制的な部分をすべて削除したような形ものがGHQによって許可され、昭和二十年、暮れも押し詰まりまして十二月二十八日に、宗教団体法の廃止にかわるものとして、宗教団体の社会的な地位に法的な基盤を与える『宗教法人令』という勅令がだされたのです。

GHQの側からは、宗教だけのために特殊な法人を設立するための特別法は、有害無益と見做されていたようです。宗教団体も、世俗的な公益団体と同じように、民法の法人設立のさだめに従うことが望ましいと考えていたようです。また政府に宗教の問題を取り扱う特別の部署が設けられていることも、好ましくないと考えていたようです。たまたま今頂戴した龍谷大学の紀要に古賀先生が、占領下に置ける宗教行政の変容というトピックを取り上げておられ、GHQのCIEが文部省の宗務課を廃止すべきであるという方針をとったことについてご研究を發表しておられますが、宗教専管の役所の廃止というような考え方は、GHQの政府と宗教のあるべき姿についての基本的な認識からでてきたものだと思います。

GHQが宗教団体法にかわる宗教にかんする法制として宗教法人令の制定を認めたのは、宗教界のためであって、届出によりまして宗教団体が法人格を持つことを可能にいたしました。さらに、翌昭和二十一年の二月二日には、この勅令に付則を定めて、神社も宗教法人とすることになりました。宗教法人令によって法人になることのできる宗教団体は、仏教の宗派や寺院、教派神道の教派や教会、キリスト教の教団や教会、その他の宗教の教団や教会などでありました。そして、神道指令による国家神道の廃絶後、宗教として存続を認められた神社神道の神社とその

包括団体も含まれるようになったのです。

宗教学法人令の時代に、GHQと文部省の考え方の対比があらわれていて興味深い領域に、包括・被包括関係および離脱についての問題がありました。ある宗教団体と上下関係にある宗教団体との関係がどのように維持され、あるいは分離されるかという課題は、宗教団体の自由と秩序のせめぎ合いの領域です。宗教団体法では、寺院、教会の転宗、転派は認めない立場でしたが、宗教学法人令の時代は、離脱がきわめて盛んに行われ、分派によって新しい宗教団体が発生した、流動的な時代でした。

宗教学法人令の第六条は、「神社、寺院又は教会の規則を変更せんとするときは氏子、崇敬者、檀徒、教徒及び信徒の総代の同意を得ることを要す。当該神社寺院又は教会が教派、宗派又は教団に属するものときは尚所属教派、宗派又は教団の管理者の承認を受くることを要す」となっております。要するに神社、寺院、教会などの宗教団体がその所属を変更しようとするときには、総代の同意と教団管理者の承認を必要とするという制限を課していたのです。

この条文につきまして、文部省は、寺院が宗派を離脱する場合等には旧宗派の管理者の承認を要し、転宗、転派の場合には新旧両派の管理者の承認を要すると解したい、という解釈をとっております。そうしないと、宗教界が混乱し、教団秩序が動揺するだろう。そうした動揺を防ぐためには、離脱や転宗、転派の場合には旧宗派、旧派の管理者の承認を必要とすることにする。文部省の宗務課は、このような方針を実施しようとしてGHQの同意を求めたのです。これに対しまして、GHQの宗教課は、寺院が宗派を離脱するばあいには、総代の同意は必要であるが、旧宗派の管理者の承認は必要でない。転宗、転派の場合にも、新宗派の管理者の承認は必要だけでも、旧宗派の管理者の承認は必要でないという見解を示していました。この対照的な見解からうかがえることは、文部

省は階層型のヒエラルキーを宗教団体の原型として重視しており、GHQは信者の選びとる下からの意思決定のモデルを宗教団体の原型としてとらえていた、ということであつたろうと思います。

三 宗教法人法の制定理由

占領の発足にともなう大変化の中での宗教界は、ともあれ宗教法人令のおかげで、宗教団体の法制的地位は保障されましたし、神社もまた宗教団体として救済されました。しかしその後二年ほど経ちますと、政府による宗教統制が行われなくなって、新たに与えられた自由を濫用して、怪しげな宗教運動が盛んに活動を行ってジャーナリズムを賑わせるなど、やっかいな問題が目立ってまいります。そして文部当局は、怪しげな宗教が跋扈するのを防ぐことのできるように宗教法人令を改訂して、より宗教団体に近いものにするための努力を開始したようであります。文部当局からすれば、改訂が必要だという理由は、おそらく三つ位にまとめることができます。

第一に、宗教法人令におきましては、宗教法人の設立は、準則主義をとっております。要するに、株式会社の設立と同じように、条件が整って登記を行えば、宗教法人が設立される。しかし、宗教法人は、公益法人であり、公益法人として公の保護、特典を享受するのですから、文部当局といたしますと、監督官庁の許可と監督の下におかれるのが相当である、と考えたのだと思います。

第二は、準則主義を濫用して宗教団体でない、いかかわしい団体が宗教法人になっている。このような状況は是正しなければならぬ、ということであつたろうと思います。しかも、このような取締りを求める声は、宗教界からも、世間一般からも支持を得るものであつたように思われます。

第三はもっと法理的な問題かと思いますが、文部当局においては、法人は法律の規定でなければ設立すべきでないという考え方が強かったようです。しかも、いずれ占領が終わるとポツダム勅令は無効になるのだから、勅令ではなくて、法律によって宗教団体の法制的な地位を定める基礎を固めたい、という意向が次第に形をとるようになっていったようであります。

文部当局では、右のような理由で、かなり早い時点から、宗教法人令にかわる法律を制定する準備を始めておりました。しかし、当時は占領下でありまして、法律案もすべて国会提出の前にGHQの了承をとらなければならなかったのです。案ができませんと、まずGHQに持参する。そうすると、GHQの宗教課は、一体なぜこんなものが必要なのか、必要だとしても宗教界からの要望はあるのか、ということと突っ返す。宗教法人法が成立いたしましたのは、昭和二六年であります。その前には、文部当局とGHQ宗教課の間で、随分綱引きがあったのであります。

四 GHQのスタンス

文部当局が宗教法人法を作りたいと言って来ることに對して、GHQの基本的なスタンスは、宗教団体の法制的な地位は、一般法である民法によって措置すべきであつて、特別法の必要はないというものでした。そうはいふものの、日本の占領は間接占領でありまして、日本政府を通して政策を実施する、という基本は守っておりました。GHQは随分こまかいところまで口を挟んでおりますが、間接統治であるからには、強圧的な命令、直接的な指示はできる限り避けて、日本人の決定を尊重する、という姿勢を原則的に守っておりました。GHQの意見とすれば

宗教のために特別法を制定する必要は認められないが、日本の国民および宗教界が必要だというのならば、占領目的にいちじるしく反するのでなければ容認しても構わない、という姿勢であったように思われます。

初めて宗教法人令にかかわる法律の制定の希望が文部省からGHQに伝えられたのは、一九四七年（昭和二十二年）だったようですが、このときには、GHQの宗教課長のバンスは、門前払いをくわせております。バンスがそのときに示した見解は、宗教団体が法人化するための仕組みは、一般法によって、日本の場合には民法によって、行うべきであろうということでした。それは、宗教法人令は、宗教団体が廃止されたことによって宗教団体が存立の基盤を失って宗教の自由がおかされることがないようにするための過渡的な措置であって、宗教のための特別法が恒久的に制定されることは望ましくない、という態度でありました。しかし、一九四九年（昭和二十四年）になりまして、今度は宗教界から、裏には文部省から宗教界への裏からの働きかけがあったものと思われませんが、宗教法人法にかわる新しい法律の制定を求めてGHQの宗教課に協力を要請いたしました。日本の政府は信用しなくても、日本の宗教界からの要請ということになりますと、建前としても、GHQは前向きに取り組まざるをえないことになりました。そこで、GHQ宗教課は、一九四九年（昭和四十四年）の秋に宗教界からの宗教法人法制定の要請にこたえるために、この問題の調査を任務とする特別プロジェクト・オフィサーを任命いたしました。

日本占領は、間接統治でしたので、憲法のばあいもそうですが、GHQが日本の法律をみずから作ることはしないというかたちをとっております。GHQの宗教課は、さきに触れました神道指令の起草を任務としてバンスが課長に任命されたときに発足したのですが、この指令は日本政府に対する命令でありまして、その実行は日本政府によって行われました。しかし日本政府が勝手に法律を決めることはできなかったのでありまして、政府から提出される法律の草案はすべて翻訳し、GHQに提出される。宗教法人法の草案が文部省からだされますと、すべて宗

教課で翻訳されて、特別プロジェクト・オフィサーや宗教課長が目を通しました。そればかりでなく、GHQの宗教課は、いろいろな宗教界の人々を呼び集めまして、草案を見せ、宗教界の意見を聴取するという作業を続けました。

GHQ宗教課のバンス課長やウッダード特別プロジェクト・オフィサーの文部省案に対する反応は、これは宗教団体の焼き直しだという感じだったようです。これはおそらく間違っていないのでありますが、興味深いのは宗教団体の起草案のときにも、宗教法人令の起草案のときにも、宗教法人法の起草案のときにも、文部省の宗教課でその中心になったのは、井上恵行という同一の人物であったということです。行政のトップの役職はそれほど長年にわたって同一の職に在職するということはないのですが、この場合、社会の大変化にもかかわらず、専門職として同一の方がずっと継続して同じポジションについていたということが、これらの法制の継続性に大きく影響していると思われるのです。このことは、井上さんご自身がご本の中で認めておられることでもあります。

五 井上恵行と僧中心の感覚

井上さんは、宗教団本法、宗教法人令、それから宗教法人法、これら全部の起草にきわめて深くかかわっていたのでありまして、ことに昭和二十三、四ごろから宗教法人法の起草の中心的な作業をされました。宗教課が宗教法人法の制定の必要理由の第一としたのは、国の法体系全体との整合性から宗教団体に法人格を与える根拠は勅令ではなくて法律でなければならぬということでありました。このことは、逆に言いますと、宗教課の宗教法人制定の意図は、宗教界の発意に応えるためだったのではないことを示しております。それから宗教課は、法案起草の過

程におきましては、宗教団体の制定に至るまでの混乱を十分に承知しておりましたから、法案内容が起草過程の間に外部に漏洩しないように、秘密主義と云ってよい程に、慎重に注意しておりました。第三に、井上さんは宗教団体の特質ということを強調しました。宗務課は、宗教団体の特質を尊重する法律をつくることは、そのことよって国による宗教尊重の姿勢が示されることになるという主張をしておりました。そして、宗教法人法は、宗教団体が法人になるための特別法であり、宗教団体が法人格をえるのは宗教法人法のみによらなければならないと主張したのであります。

ここで、井上さんの経歴をおさらいしておきたいと思えます。井上さんは、明治二十九年の生まれでして、天台宗のお寺の小僧になられ、大正十三年に東京帝国大学の法学部を卒業され、昭和三十六年までは四十年間、文部省の宗務課に在職されたのです。文部省に在職中から、東松山の天台宗のお寺の住職をしておられました。文部省を退職された翌年には東北大学から法学博士号を受けられて、天台宗の大僧正になりました。駒沢大学などで講義もしておられまして、私も拝聴したことがございます。そのような経歴をお持ちの井上さんのお考えが、宗教法人法に深く影を落としていることは当然であります。

井上さんの考える宗教団体には、どういう特徴があるかと申しますと、それは僧中心の感覚でとらえられているところにありまして、信者の側から宗教団体をとらえるという見方はおとりにならないのです。井上さんの『宗教法人法の基礎的研究』という学位論文をもとにした著書によりますと、宗教団体における一般信者の地位は、宗教団体の要素でさえもないのです。井上さんは、この本で「能動的に宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することが宗教団体の目的であって、受動的に宗教の教義を聴聞し、儀式行事に参画し、及び教化育成を受けることは、その目的ではない」と断言しておられるのです。寺院の檀信徒は、したがって、当該寺院が奉じ

る仏教を信仰し、その寺院の経営を外から扶助擁護する者という意味で外護者と呼ばれるのだ、と説明しておられます。そして、これらの信者の中からえらばれた総代は、宗教団体法や宗教法人令が定めていたように、社寺教会の規則の変更・財産の処分、合併、解散などについて同意権を有するけれども、総代の立場は、社寺教会の経営に關して聖職者たる主管者を「扶く」ことを建て前とすべきものだと思われ、認識しておられたのであります。井上さんは「宗教団体と信者との関係は、病院と患者、学校と生徒、汽車と乗客との関係のようなもので、後者は前者の構成要素ではない。要素ではないが、両者はきわめて密接な関係にあり、前者のあるところ、常に後者があるという関係」だと述べられています。このような宗教団体の理解におきましては、聖職者が中心でありまして、在俗信者は従属的な地位にあります。

面白いことに、戦後、神祇院が廃止になりましたために、文部省に移られて、宗務課で井上さんと机を並べることになった神道の専門家で、梅田義彦さんという方がおられますが、この方は「神社のもっとも中心的な要素は、祭神と祭祀であるが、神殿等の施設、境内、氏子、崇敬者等も構成要素である」と述べていました。井上さんの僧中心の考え方は、梅田さんの考え方と比べても、特徴的だと思えます。そして、井上さんのような考え方がGHQの諸氏、ことにウッダードさんの考え方と正面から対立するものであったように思われます。

六 ウッダードとCongregationalism

ウイリアム・ウッダード氏は、井上さんとはほぼ同年輩でありまして、一八九六年(明治二十九年)にミシガン州のカラマズー市に生まれました。氏は、カラマズー大学卒業の後、ニューヨークのユニオン神学校を卒業いたしました。

して、一九二二年（大正十年）に、アメリカ・コングレグーションショナル（組合）教会のボストン本部から宣教師として日本に派遣されました。それから一九四一年（昭和十六年）まで二十年間、日本組合教会に所属して、北海道、大阪、東京、満州、朝鮮などで宣教活動に従事していました。一九四一年に日米の開戦となりました時には、日本組合教会の本部主事という役職についていました。戦時中は、アメリカに帰国いたしました。アメリカ海軍の日本語学校の教官になりました。戦後間もない一九四五年（昭和二十年）の十月十日に軍属としてふたたび来日してGHQ・CIE宗教課の宗教調査係長になり、宗教法人法の制定が狙上へのぼりましたときに、特別プロジェクト・オフィサーに任命されました。

ウッダードさんは、文部省から宗教法人法の草案が提出されて、それが上役から回示されてきたときに、まず、宗教団体法はSCAPの指令によって廃止を命じられた法律ではないか、それなのにこの法律案は廃止を命じられた法律の原理をそのまま踏襲している、という反応を示しております。そこで、これは大幅に修正すべきだが、そのためにはGHQが乗り出して日本側宗教者の考えをよく聴くことから始めるべきだと考えて、自ら調査にとりかかることについて上司の了承を取付けました。彼は、昭和二十年に宗教法人令が作られたときに、実はダイクCIE局長が、日本の宗教界の代表から自らをどのようなかたちで社会の中での存在として位置づけたいか、よく聴取してから対応しなかったのだが、諸般の状況から拙速に終わった。だが、今回はダイクの本来の意図を体して、信長、宗教者の意見に基づき、アメリカ流の立法手続きを進めたいと願った、と述べているのです。

特別プロジェクト・オフィサーとしてウッダードさんは、まず、文部省の宗務官の井上さんに「宗教法人法の法案は、まず第一に宗教界の代表から希望を聴いて、その意見を組み入れて起草をやりなすよう」勧告したといいます。しかし、宗務課の方では「そのようなやり方は、日本の慣習になじまない」という理由で、ウッダードさん

の勧告を退けました。しかしGHQは日本政府の上位にいたのでありますから、ウッダードさんは引き下がらず、CIEの宗教課に日本の宗教界の代表者や信者を招きまして、会合をおこないました。宗教課が法案は見せないでくれといっても、CIEの宗教課で見せる分には問題ない、それは自分の仕事だといひ分、宗教界からの聞き取りを続けました。東京だけではなく、京都、宇都宮、岡山などで、CIE宗教課が主催する公聴会を開きまして、宗教界の意見を採るという活動を行ったのです。

文部省宗務課の方では、ウッダードさんのやり方に対して猛烈に怒りました。ことに、当時宗務課長だった福田繁さんは、やがて文部次官になられ、今もお元気ですが、ウッダードのやっていることはスパイ行為であるといつて怒っていたのであります。後にウッダードさんに勲章をあげようという話がでたことがあります、このときのウッダード氏の行動が文部省にとってきわめて不愉快なものであったために、没になったというエピソードがある程です。

しかしCIE宗教課の側では、信者の側から意見を積み上げ、信者が意思決定の中心になっている組織こそ、宗教団体のあるべき姿だと信じていました。CIEでは、宗教団体の意思決定は、氏子総代なり、檀家総代なり、「リプレゼンタティブ」という言葉で表現されていたために信者の代表だと誤認してしまった人々が「行つのだ」と思ってしまったのです。そこで総代を尊重すべきだと信じてしまったのだといえると思います。

したがって、CIE宗教課の人々は、宗教法人法ではどのように責任役員と呼ばれるリプレゼンタティブを選出するか、ということに深い関心を持つようになりました。そして、責任役員の中から代表役員を選出すべきだといふような、誘導を試みたりしておりました。彼らは、このような組織原理が宗教法人法の中に組み込まれることを期待したのですが、現実の宗教法人の代表役員や責任役員がこのような想定とはまったく異なるものである

ことは、周知のことでありませう。

CIE宗教課のウッドワード氏やパンズ課長その他のスタッフが宗教団体の中心的な要素とみなしたのは、職業的な聖職者ではなく、信仰によって結ばれた信者であり、信者の代表と誤認した総代だったので。ウッドワードさんの行動は、宗教団体の特性によっていろいろな意思決定の方式がありうるだろうが、宗教団体のもっとも基礎的な要素はすべての信者であり、すべての信者を代表するものが意思決定機関であるという信念によるものだったように思われます。

宗教団体は、その信仰を選び取ったすべての信者を中心とし、その信者の中から代表者たちが選ばれ、その代表者たちの中から法人を代表する機関の長が選出されるという考え方は、宗教者としてのウッドワードさんの経験と宗教的理想像を反映しています。宣教師だったウッドワードさんは、Congregationalist教会に属していたのですが、Congregationalist教会と申しますのは、もともと十七世紀のイギリスで英国国教会から離脱して独立の一派となり、アメリカのニュー・イングランドで大きな勢力になったプロテスタント・キリスト教の一派であります。このCongregationalist教会の組織原理は、単位教会の自治が基本です。単位教会の意思を尊重しつつ、単位教会の連合体としてCongregationalist教会が組織化される。各々の信者の自発的な信仰を主体とし、教会の権威は、信者一人一人の中にあり、そこに最終的な権威があるのでありますから、Congregationalist教会の全国組織は、自発的なアソシエーションが基礎でありまして、上から命令を下す組織ではない。このような結合のあり方が理念像として動かないところにあったように思われます。

七 超え難かった理想像の違い

宗教法人法の成立過程におきまして、それが丁度占領の末期に行われたところから、日米の宗教団体の理想像の違いを浮かび上がらせることになったように思います。

宗教法人法を制定しようとした文部当局、なかならずその起草に大きな役割をはたした井上恵行さんの宗教団体の理想像は、僧を中心におき、専門職業家を主体とする宗教団体および寺院の権威のないし階層的組織におかれていたように思われます。他方GHQ・CIEの宗教課、なかならず宗教法人法の起草過程において特別プロジェクト・オフィサーとして関与したウッダードさんの宗教団体の理想像は、信者を中心におき、信者の中から選ばれた代表者を核とする宗教団体および教会の民主的ないし平等的組織におかれていたように思われます。ことに後者が間接占領の枠組みの中では、直接的な命令は下せないけれども、宗教界の人々に直接に接することによって、自らの理想像を伝達し、その採択を勧告しようといった跡が認められます。そのようないわば占領軍の権力を背負った異種の理想像の圧力を跳ね返そうとする努力が、前者によって行われていたとみなしてもかまわないと思います。宗教法人法の制定のプロセスをめぐる文部当局とGHQの宗教担当者とのせめぎあいは、宗教団体の理想像のぶつかりあいであり、文化的な衝突であったと考えられます。

宗教法人法の制定をめぐる文部省宗教課とGHQ・CIE宗教課との対立は、教育・文化・宗教に関する日本の政府とアメリカ占領軍との価値観にかかるより大きな相克の一側面でありました。これとよく似た形の文部省とCIEとの対立は、その他さまざまな領域でも起こっています。教育委員会の設置の仕方や公立高校の学区制の敷き方と占領終結後のそれらの変更は、いわば日本政府のレジリエンシーを証明したのであります。教育における地方自治を目指してアメリカ主導で定められた選挙による教育委員会制度が、中央集権的な任命制の下におかれる教育委員会に衣がえしたこと、あるいは学区制が学区の自治を基盤とするものから標準化された中等教育の通学区域の

区割にすぎないものに転換したことなどは、両者の対立と我が国の伝統の根強さを示している点において、本件と
きわめてよく似た事例だと思われるのです。

宗教団体法は、占領軍の力によって、廃絶され、消滅しました。この法律にかわるものとして、占領軍の了解を
えて、文部当局は宗教法人令を作成しました。そしてポツダム勅令として作られた宗教法人令は、占領の終結と
もに消滅し、宗教法人法がこれに取って代わりました。たしかに宗教法人法は、信教の自由と政教分離の原則の遵
守をうたっています。しかし、宗教法人法の制定が、戦前の宗教団体法が廃止されたことに抗議する保守回帰運動
の一面という面もないわけではありません。宗教法人令と読み比べて見ますと、宗教法人法の中には、よき、ふる
き日本の縦型原理が復活した側面もあると言えないこともないと思えます。

雑駁な話でしたが、ご静聴有難うございました。